

令和4年10月18日(火)

開会（午前9:56）

○渡辺栄六委員長

開会宣言。出席委員が10名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、補正予算4件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。今朝ほどかなり冷え込み、昨日の最低気温と比べると5℃ほど下がっている状況。この時期風邪などをひくとコロナ感染したかと心配しなければならない状況が続いている。国では9月26日から感染者の全数把握については行わないということで、市にも保健所から胎内市は何人感染しているという情報が全く来ていない状況がある。県全体で見ると減少傾向にはあるもののはっきりした特徴があって月曜、火曜に感染者が増え、週が深まるにつれて減って行き、また週の初めに上がるものが3、4週続いているようである。やはり今の状況を見ると安心していろいろな会合・宴会等はまだまだ難しいという気がしている。当市におけるワクチンの接種状況であるが10月15日現在で4回目を接種した方が60歳以上で84%、12歳から59歳までで14.5%。この12歳から59歳までが非常に少ないのは、接種券を9月20日に送付していることからまだ伸びがない状況であるが、今後やはり感染防止、それからかかったとしても軽症化のためには必要だと考えている。本日は補正予算が4件ということでよろしく審議願いたい。

議第49号 令和4年度胎内市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

須貝市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,060万4千円を追加し、その総額を30億6,630万4千円とするもの。歳出から説明する。主なものは、第1款総務費においては、今年度から制度として導入された未就学児均等割保険料減額措置に関し、その事務処理を進めるにあたってシステムで必要になる機能追加に係る改修委託料を計上した。第7款諸支出金において、前年度の精算分として、保険給付費等交付金返還金及び一般会計繰出金を計上した。第8款予備費は、不測の事態の支出に備えるもので歳入歳出の差額分を計上した。一方、歳入では、前

年度決算に伴う繰越金を増額した。

質疑

○丸山孝博委員

未就学児均等割保険料減額措置の関係で機能追加によるシステム改修委託料ということだが、どのような機能を追加するのか。

○須貝市民生活課長

若干の機能追加であり負担金の交付申請書の作成のためのデータ抽出や実績報告書作成のための抽出等である。

○丸山孝博委員

この制度は今年度からですからこれまでは機能追加しなくても大丈夫だったということで理解していいか。対象人数はかなり少ないと思うがどのくらいだったのか。

○須貝市民生活課長

機能追加については、大きなところは既に令和3年度の時点で全部準備を終えており、今回は若干の追加のシステム改修ということで計上した。対象人数は、賦課時点で71名55世帯の方が対象であった。

○羽田野孝子副委員長

保険給付費等交付金返還金（前年度精算分）の994万9千円はどのようなわけと考えられるのか。医療費がかからなかったということか。

○須貝市民生活課長

保険給付費については、全額県から交付される仕組みになっている。令和3年度時点で保険給付費に支払い不足が生じないようにあらかじめ県から交付を受ける額を余裕を持って受け入れている。令和3年度の決算が終わり差額の精算分を令和4年度で返すものである。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 50 号 令和 4 年度胎内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

須貝市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 167 万円を追加し、その総額を 3 億 4,367 万円とするもの。歳出から説明する。第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金については、徴収した保険料等に係る前年度精算分として広域連合納付金を計上した。第 3 款諸支出金においても、前年度精算分として一般会計繰出金を計上した。一方、歳入では、第 4 款繰越金で前年度決算に伴い増額した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 51 号 令和 4 年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

須貝福祉介護課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2 億 528 万 8 千円を追加し、その総額を 39 億 30 万 8 千円とするもの。歳出から説明する。第 1 款総務費第 1 項総務管理費では、介護保険事業に従事する職員の人事異動等に伴い、給与費等及び共済費を増額し、交通事故により廃車とした公用車の代替車両を購入するための費用を計上した。第 3 款地域支援事業費では、職員の人事異動等に伴い、共済費を増額した。第 4 款基金積立金では前年度事業費の精算に伴い、介護給付費準備基金への積立金を増額した。なお、補正予算後の基金積立額の総額は 4 億 8,385 万 3,188 円になる。第 6 款諸支出金では、前年度の給付実績に伴い 1 項 2 目償還金で国及び

県の負担金の精算による返還金を計上し、2項繰出金で一般会計への精算に伴う繰出金を計上した。

次に歳入について説明する。第3款国庫支出金2目地域支援事業交付金では、歳出の共済費の増額に伴い法定負担割合に基づき国庫補助金の歳入額を増額するもの。第4款支払基金交付金及び第5款県支出金についても第3款国庫支出金と同じく歳出の共済費の増額に伴う歳入予算の増額である。第7款繰入金1項一般会計繰入金2目地域支援事業繰入金では、同じく歳出予算の増額に伴う一般会計からの繰入金の増額であり、3目その他一般会計繰入金では、総務費で計上した介護保険事業に従事する職員の給与、職員手当等の増額及び車両購入費の計上に伴い繰入金を増額するもの。4目低所得者保険料軽減繰入金は、保険の交付額が決定したことに伴う増額である。第8款繰越金では、前年度決算における繰越額の確定に伴い計上したもの。

質疑

○丸山孝博委員

交通事故によって廃車となった公用車の代替えとのことだが、どのような事故だったのか。

○須貝福祉介護課長

6月24日夕方4:40ごろ東牧地内の農道において車同士の衝突事故だった。現場の状況は、信号機のない交差点で、相手方が一時停止すべきところをしないで福祉介護課職員の運転する車両に衝突した。その反動で近くの田んぼに2台とも転落した状況である。福祉介護課職員にけが等はなかったが、相手方についてはろっ骨骨折といったかなり大きな事故であり、車両も廃車同然の状況であった。負担割合は9:1だった。

○丸山孝博委員

今回135万7千円計上されているが車両保険は適用されないのか。

○須貝福祉介護課長

損害額の9割が相手方の保険から入金される。

○丸山孝博委員

相手方の保険からと今回の135万7千円はどう考えたらいいのか。

○須貝福祉介護課長

今回の計上額は軽自動車の新車購入額であり、被害に遭った車両の保険金額と一致するものではない。

○薄田智委員

新しい車両は軽車両ということだったが軽で介護の人たちを運搬するので大丈夫か心配で、今回の交通事故も含め普通車の方が良いのではないかという考え方もあると思うが。

○須貝福祉介護課長

今回購入する車の用途については、介護保険の担当職員がもっぱら事業所等の訪問のために使うものであり、利用者様を乗せたりせず事務的に使う車ということから運転のしやすさも考慮して軽自動車の額を計上したものである。なお、先ほどの質問の関連で保険の入金額は30万円ほどになる。

○薄田智委員

市が所有する車について、リースしたり今回は購入であったり市としての考えはあるのか。

○高橋副市長

リースの場合であったり、購入とのことであるが、最近の傾向ではリースの割合が圧倒的に多いが、今回の軽自動車だと新車購入で135万7千円である。普通車だとこの倍ぐらいするとのことでリースの傾向が多いし、軽であっても特殊な車で200万円を超えるような場合もリースを選んでいるところがある。一般財源100%の場合はこちらかといえばリースを選ぶ傾向にある。今回は特定財源として保険金が30数万円入ってくることも勘案した中で新車購入という選択をしたものである。

○薄田智委員

わかりました。ケースバイケースで得な方を考えているということですね。

○森田幸衛委員

事故が起きて相手方の保険を使って30万円しか入ってこなかった。廃車になった車の残存価格は相当低かったとみるべきでしょう。仮に自損事故だった場合、市役所が入っている

保険は、古くなっても古くなくともすぐ新車に代わるような保険ではないのか。

○高橋副市長

新車には変わりません。車両保険には当然入っていて、車両保険はご存知のとおりこの車を元通りに直したらいくらかかるといところで保険金が入ってくる。全損に近いとなっても新車購入分の保険金が入ってくることは無い。今回は修理した時の価格の9割が30数万円になるとご理解いただきたい。

○羽田野孝子副委員長

基金ですが、介護保険事業は年々高くなっていて今39億ですが、基金はどのくらいがいいのか。

○須貝福祉介護課長

少なくとも介護保険事業計画の期間である3年間歳入不足が生じないためのもので、不測の事態に備えてのものである。額は具体的にいくらという国や県からの指針等はない。それぞれの市町村の中で最低限必要な額を考えて対応しているところである。なお、県内他市町村の基金の状況を見ても取り崩してわずかな額しかないところもあるし、10億を超える基金があるところもある。市町村により異なる状況になっている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第52号 令和4年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）

金子健康づくり課長説明

歳入歳出予算の総額に、歳入支出それぞれ401万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,041万1千円とするもの。歳入については、第2款県支出金と第3款繰入金にマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認システム導入等に係る県補助金及び一般会

計繰入金を計上し、第4款繰入金において前年度の決算の確定に伴う繰越金の増額をした。歳出については、第1款衛生費1項保健衛生費1目医科診療費において、オンライン資格確認システムを導入する経費とへき地診療所運営事業補助金の前年度精算に係る県への返還金を計上した。また、2目歯科診療費では、電気料値上げに伴う光熱費及び黒川診療所歯科分室のオンライン資格確認システム導入経費を計上した。

質疑

○森田幸衛委員

今回の補正はマイナンバーカードに保険証を紐づけするためのものだと考えているが、県から64万2千円の補助金に来て、実際に胎内市で出動しているオンライン化による増額はそれを超えているが構わないのか。

○金子健康づくり課長

オンラインシステムは令和5年4月から導入が原則として義務付けられており、この補助金は令和5年3月末までのものとなっているので、今導入することで市の持ち出しが少なくなるということで計上するものである。補助率は、県から4分の3来るので市は4分の1が一般会計の持ち出しとなる。

○森田幸衛委員

黒川診療所は市が運営しているのでスムーズに移行の手続等がされるが、個人の病院にも同じように適用されている内容なのか。

○金子健康づくり課長

はい、同じです。

○森田幸衛委員

令和5年には市内のほとんどの病院でマイナンバーに紐づけされた保険証が可能になると理解していいのか。

○金子健康づくり課長

原則として義務付けられているので、各医療機関で現在取り組みを進めているものと思わ

れる。

○薄田智委員

市内のマイナンバーに連動している医療機関を調べたところ歯医者が3件あった。既にマイナンバーで診療を開始しているところがある。市がマイナンバーカードを発行しているのはどのくらいか。

○須貝市民生活課長

9月末時点でマイナンバーの交付率は41.64%である。

○渡辺宏行委員

令和5年からは普通の国保の健康保険証は廃止になっていくのか。健保組合等のものも全て統一されて一斉に廃止になるのか。

○須貝市民生活課長

原則4月から各医療機関で顔認証カードリーダーが設置され使えることが義務付けられる。それに伴いマイナンバーカードと保険証の一体化を今国が強力に進めている。いずれマイナンバーカードを一本にして保険証を廃止する方針を打ち出している。ただ配慮しなければいけないのはマイナンバーカードでなく保険証を希望する方については、国でどうしていくか今のところ決まっていないが従来の保険証も使えるような形で希望する方には配布する方向で進むのではないかと考えているところである。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上で厚生環境常任委員会を閉会する。

閉会（10:35）